

岩手県告示第 226 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 282 号
 - (2) 供用開始の区間 八幡平市大更第 1 地割 25 番 7 地先から第 2 地割 11 番 8 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 30 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 16 日から同年 4 月 16 日まで
- 2 (1) 路線名 283 号
 - (2) 供用開始の区間 釜石市甲子町第 7 地割 150 番 2 地先から 152 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 16 日から同年 4 月 16 日まで
- 3 (1) 路線名 283 号
 - (2) 供用開始の区間 遠野市上郷町平野原 3 地割 20 番 2 地先から板沢 17 地割 1 番 5 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 16 日から同年 4 月 16 日まで
- 4 (1) 路線名 340 号
 - (2) 供用開始の区間 遠野市上郷町平野原 3 地割 36 番 1 地先から 35 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 18 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 16 日から同年 4 月 16 日まで